

社会保険ひろしま

第23号

- 年金制度改正について
- 協会けんぽ広島支部の保険料率は令和8年3月分（4月分納付）から変更されます
- 令和8年度生活習慣病予防健診等
- 医療機関等を受診する際は、マイナ保険証・資格確認書をご利用ください
- 社会保険労務士会からのお知らせ
- 社会保険協会からのお知らせ



宮島と厳島神社

 日本年金機構からのお知らせ

年金制度改革について

令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」を第217回通常国会に提出し、衆議院で修正のうえ、6月13日に成立しました。

■ 主な改正内容

社会保険の加入対象の拡大	中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。
在職高齢年金の見直し	年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。
遺族年金の見直し	遺族厚生年金の男女差を解消します。 こどもが遺族基礎年金を受け取りやすくします。
保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ	一定以上の月収がある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくします。
その他の見直し	こどもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。 iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドを同時に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

■ 社会保険の加入対象の拡大①

見直し①

短時間労働者の加入要件の見直し

加入要件が
シンプルに！

~~給与が月額
88,000円以上~~

~~週の勤務が
20時間以上~~

~~51人以上の企業~~

※学生は対象外です。

賃金要件の撤廃

いわゆる年収106万円の壁がなくなります

全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、3年以内に廃止します

企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入するようになります
10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から



※上記の時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です。

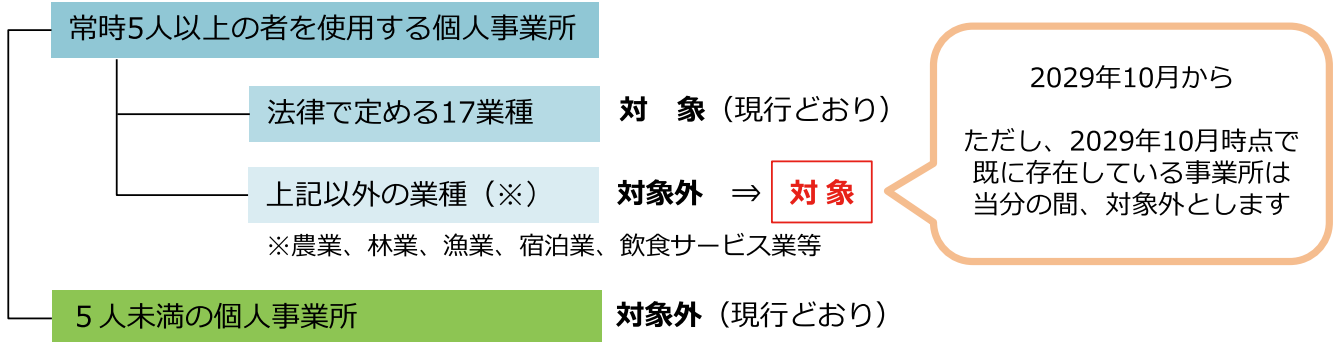
日本年金機構からのお知らせ

■ 社会保険の加入対象の拡大②

見直し②

個人事業所の適用対象の拡大

(フルタイム労働者を含めた加入対象の拡大)



■ 社会保険の加入対象の拡大③

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる短時間労働者に対し、**3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置**を実施します。
- 事業主が追加負担した保険料について、**国などがその全額を支援**します。

月額賃金（標準報酬） （年額換算）	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の負担 (3年目は軽減割合を半減)	本来の負担の 25/50	本来の負担の 30/50	本来の負担の 36/50	本来の負担の 41/50	本来の負担の 45/50	本来の負担の 48/50	本来の負担の 50/50

※労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。



全国健康保険協会 広島支部からのお知らせ

協会けんぽ広島支部の加入者・事業主の皆様へ

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは



協会けんぽ広島支部の保険料率は
令和8年3月分(4月納付分)から変更されませ
※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

健康保険料率

令和8年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の **9.97%**

令和8年3月分(4月納付分)から

9.78%

◆健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されているため、都道府県ごとに異なります。

◆広島支部の健康保険料率引き下げの要因の1つは、皆さまの健康増進と医療費適正化の取り組み結果です。

介護保険料率

令和8年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の **1.59%**

令和8年3月分(4月納付分)から

1.62%

◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の健康保険料率及び介護保険料率が適用されます。

子ども・子育て支援金率

令和8年度に創設

令和8年4月分(5月納付分)から

0.23%

◆令和8年4月より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。

令和8年度の健康保険料率に反映 インセンティブ制度の実績(令和6年度)について

「インセンティブ制度」とは?

協会けんぽ47都道府県支部のうち、**5つの評価指標**の評価結果が**上位15位以内**の支部に報奨金(インセンティブ)が与えられ健康保険料率の引下げにつながる制度です!

広島支部の実績は



■ 加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたい5つのお願い



皆さまの取り組みが
保険料率の引下げにつながります!



1 特定健診等の実施率

令和6年度順位 **29**位 ↓
協会けんぽの健診を
年に1回
必ず受診しましょう。

2 特定保健指導の実施率

令和6年度順位 **20**位 ↓
「生活習慣の改善が必要」と
判定された場合、
特定保健指導を受けましょう。

3 特定保健指導対象者の減少率

令和6年度順位 **20**位 ↑
特定保健指導は、保健師等
の指示に従い最後まで継続
しましょう。

4 要治療者の医療機関受診率

令和6年度順位 **35**位 ↓
健診の結果「要治療」「要精
査」と判定されたら医療機関
を早期に受診しましょう。

5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和6年度順位 **23**位 ↑
「ジェネリック医薬品」を
積極的に利用しましょう。

※矢印(↑↓)は、令和5年度順位との比較

全国健康保険協会 広島支部からのお知らせ

令和8年度生活習慣病予防健診等

おすすめポイント① 健診費用の約7割を補助！
最高額19,635円の一般健診が、自己負担額**最高5,500円**で受診できます！

おすすめポイント② **がん検診**がセット！
肺・胃・大腸がん検診を含み、さらに40歳以上の偶数年齢の女性は乳・子宮頸がん検診の追加受診が可能！（別途自己負担あり）

おすすめポイント③ **健康サポート**（特定保健指導）が**無料**！
健診の結果、生活習慣の改善が必要な40歳から74歳までの方は、専門家である保健師等から最高35,200円の健康サポート（特定保健指導）が**無料**で受けられます。

対象となった方が生活習慣の改善に取り組むことが大切な従業員の皆様の健康を守ることに繋がりますので、ぜひ積極的に本サポートのご利用をお願いします。

補助内容が充実しました！

- 1. 人間ドック健診**に対する補助
対象者：35歳～74歳の被保険者
補助額：最高 25,000円
- 2. 補助対象が若年層**にも拡大
対象者：20歳、25歳、30歳の被保険者
※胃・大腸がん検診は除く
自己負担額：最高 2,500円
- 3. 骨粗しょう症検診**を開始
対象者：40歳～74歳の偶数年齢の女性被保険者
※一般健診・節目健診受診者に限ります
自己負担額：最高 1,390円

★生活習慣病予防健診の申し込み手順★

- STEP1 全国約3,500の健診機関から、予約する健診機関を選ぶ。
STEP2 電話やWEBで健診機関へ予約申し込みする。
STEP3 健診を受診する。
STEP4 治療や生活習慣の改善が必要な方は、医療機関の受診や健康サポート（特定保健指導）を利用する。

医療機関等を受診する際は マイナ保険証・資格確認書をご利用ください

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください。
マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書でこれまでどおり受診できます。



マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法

医療機関で
医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込みます

スマホから

iPhone
Android

マイナポータルアプリからログイン後、「健康保険証」を押して登録

セブン銀行ATMで
必要なものはマイナンバーカードのみ！

ATM画面
マイナンバーカードでの手続き
健康保険証利用の申込み

！ご注意ください
マイナンバーカードの電子証明書には**有効期限**があります

▲更新方法について
(デジタル庁ホームページ)



マイナ保険証で受診することで、過去のお薬・診療データに基づくより良い医療が受けられる、急な病気やケガでも手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが不要になる等のメリットがあります！

＜お問合せ先＞



全国健康保険協会 広島支部
TEL：082-568-1011（平日8：30～17：15）



広島県社会保険労務士会からのお知らせ

女性活躍推進法が改正されました！ -2026（令和8）年4月1日施行-

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

男女間賃金差異・女性管理職比率の公表義務が従業員101人以上企業にも拡大されます。

【企業等規模301人以上】（4項目）

①男女間賃金差異 ②女性管理職比率 ③職業生活に関する機会の提供 ④家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

【企業等規模101人以上～300人以下】（3項目）

①男女間賃金差異 ②女性管理職比率 ③上記③または④のいずれか

【企業等規模100人以下】 努力義務

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください

社労士会紛争解決センター

職場で起きた労使間のトラブルは、労働問題の専門家である社会保険労務士が運営する「社労士会労働紛争解決センター広島」が簡易、迅速、無料で解決します。

“国家資格者の
社労士が
解決します”



かいけつサポート

認定紛争解決サービス

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 広島

お電話は

0570-064-794

受付時間：月曜日から金曜日までの9：00～17：00まで（12月29日～1月4日、祝日を除く）

ねんきんのご相談・手続きは

街角の年金相談センター予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

《予約受付時間》毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）8:30～17:15

0570-05-4890

◎予約の相談希望日の1か月前から前日まで受付しております。

◎ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。

◎お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

街角の年金相談センター広島

広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F

街角の年金相談センター福山

福山市東桜町1-21エストパーク6F

広島県社会保険協会からのお知らせ

当協会では、令和8年度も社会保険制度を正しくご理解いただくため、広報紙の発行やホームページの充実、制度や事務に関する講習会等を実施します。

年度始めの4月には、当会事業の様々なご案内をお送りしています。中でも会員特典として、社会保険事務手続の基礎を学ぶ「養成講座」や、より広く詳しく学べる「キャリアアップセミナー」を開催しますので、ぜひお申込みください。

なお、お申込みは5月14日（木）16時必着となっております。期限に遅れないよう、十分ご注意ください。

また、長年ご愛読いただいております冊子「社会保険事務便覧」は、昨年度の会費をご納入いただいた会員事業所様へ、今年度もお届けいたします。

日々の業務に、少しでもお役立ていただければ幸いです。

